

2019年度 ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験（国内試験） 実施公示

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

1. 実施区分

ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験（国内試験）

2. 実施公示日

2019年7月26日（金）

3. 実施方法

日本語（漢字にひらがなルビあり）による実技試験を行います。

（1）配点及び合格基準

課題名	配点	基準点	合否基準
判断試験（写真・イラスト等により判断する試験）	40	24	判断試験の点数が満点の60%以上、かつ作業試験（作業1・2・3）の点数が満点の60%以上
作業試験 作業1：床面の定期清掃作業 作業2：ガラス面の定期洗浄作業 作業3：洋式大便器の日常清掃作業	60	36	
合計	100	60	

（2）制限時間等

判断試験：択一法17問、20分

作業試験（作業1・2・3）：全て通しで12分（標準時間10分※）

※作業試験は、標準時間を超過した場合、減点になります。

4. 実施期日、実施場所等

（1）実施期日

項目	日程	備考
受験案内配布	2019年9月9日（月）	
受験申請受付 （受験手数料振込期間）	2019年9月24日（火）～10月15日（火）	Web申請
受験票通知	2019年10月25日（金）	
試験実施期間	2019年11月1日（金）～12月6日（金）	指定日のみ受験
合否通知	2019年12月25日（水）	

（2）実施場所

東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県において実施します。その他の地域については、受験者の応募状況に応じ、厚生労働省と当協会が協議の上決定します。

(3) 実技作業試験問題の公表

実技作業試験問題は、受験案内とともに公表します。

5. 受験資格

試験日において、17歳以上の者とします。また、国内試験の場合は、中長期在留者又は過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者を対象とし、次に掲げる者を除きます。なお、試験を実施する手続きにおいて下記に該当するか確認できない場合は、最終的には、出入国在留管理庁における在留審査において確認されることとなります。

(1) 退学・除籍処分となった留学生

(2) 失踪した技能実習生

(3) 在留資格「特定活動（難民申請）」により在留する者

(4) 技能実習を含め、当該活動を実施するに当たっての計画（以下「活動計画」という）の作成が求められる在留資格で現に活動中の者（その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの）。具体的には、以下の在留資格に係る活動計画に基づき活動中の者

①「技能実習」

②「研修」

③「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」

④「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」

⑤「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」

⑥「特定活動（インターンシップ）」

⑦「特定活動（外国人起業活動促進事業）」

⑧「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」

(5) 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していない者

6. 受験手数料

受験手数料 2,000円 を当協会が指定する方法で納付してください。振り込まれた受験手数料は返還致しません。

7. 合格発表

(1) 可否結果の通知

可否の結果は、当協会から電子媒体で送付します。

(2) 合格証明書の交付

合格者と受入れ機関で雇用契約が結ばれることが決定した後、合格証明書の申請及び発行手数料納付（13,000円）の手続きを経て、受入れ機関に合格証明書を交付します。

----- お知らせ -----

- 国外試験はミャンマーをはじめ、試験実施環境が整った国から実施します。詳細が決まり次第公示します。
- 今後の厚生労働省等との協議により今回公示した内容に修正が必要な場合は、速やかにお知らせいたします。

8. お問い合わせ

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 特定技能係

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F

TEL : 03-3805-7560 / FAX : 03-3805-7561

URL : <https://www.j-bma.or.jp> / E-Mail : suishin@j-bma.or.jp

ねんどびるくりーにんぐぶんやとくていぎのう1ごうひょうかしけん 2019年度ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験

だい1かいこくないしけん じゅけんあんない
第1回国内試験 受験案内



こうえきしゃだんほうじんぜんこくびるめんとてなんすきょうかい
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

1 試験の概要

本試験は、日本のビルメンテナンス企業に就職し、在留資格「特定技能1号」として、ビルクリーニング分野で働きたい外国人に対し、評価を行う技能試験です。

日本語試験は、国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）、又は日本語能力試験（JLPT）を受験する必要があります。

なお、技能実習2号修了者（ビルクリーニング職種に限る。）は、本試験と日本語試験のどちらも受ける必要はありません。

2 受験資格

試験を受けるためには、次の①と②の両方を満たしている必要があります。ただし、①と②の両方を満たしても、受験できない在留資格もありますので、別添の「特定技能に係る技能試験及び日本語試験の受験資格者について」をよくご確認ください。

なお、試験を実施する手続きの中で、受験資格の有無が確認できない場合は、最終的には、出入国在留管理庁における在留審査において確認されます。

- ① 試験日において、17歳以上の者
- ② 中長期在留者 又は 過去に日本で中長期在留者として在留した経験がある者

※技能実習中の技能実習生は、本試験を受験できませんので、ご注意ください。

3 受験手数料

2,200円（消費税10%込み）

※銀行振込です。振込手数料は受験申請者が負担してください。

※一旦、納付された受験手数料は、返還できません。

4 試験日程・会場・定員

試験の日程・会場・定員は、下表をご確認ください。なお、申し込み人数により試験日程を変更する場合があります。

会場名 (定員)	住所	試験日程 (1日のみ受験)
北海道会場 (50名)	北海道札幌市中央区北3条西17丁目2-3 ビルメンテナンス会館	2019年11月19日(火)、20日(水)
宮城会場 (50名)	宮城県仙台市若林区卸町2丁目15-2 卸町会館	2019年11月25日(月)、26日(火)
東京会場 (300名)	東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館	2019年11月16日(土)、17日(日)、 27日(水)
愛知会場 (50名)	愛知県名古屋市中区今池4-3-23 大成今池研修センター	2019年11月18日(月)、19日(火)
大阪会場 (100名)	大阪府大阪市西区江戸堀2-6-33 江戸堀フコク生命ビル	2019年11月26日(火)、27日(水)、 28日(木)
広島会場 (50名)	広島県広島市西区己斐本町2丁目19番3号 広島ビルメンテナンス会館	2019年11月29日(金)、30日(土)
徳島会場 (50名)	徳島県徳島市昭和町二丁目56 徳島ビルメンテナンス会館	2019年12月2日(月)
福岡会場 (50名)	福岡県博多市早良区百道二丁目3番15号 福岡県立ももち文化センター	2019年11月26日(火)、27日(水)

※会場によって、試験日が複数ある場合があります。会場は選べますが、試験日を選ぶことはできません。試験日は、受験票を通知する時にお知らせします。

※試験時間は、午前の部と午後の部に分かれます。試験時間を選ぶことはできません。受付時間や試験時間は、受験票を通知する時にお知らせします。

5 試験内容

日本語(漢字にひらがなあり)による実技試験を行います。

実技試験を再度受験する場合には、毎回、判断試験と作業試験の両方を受験する必要があります。

(1) 配点および合格基準

課題名	配点	基準点	合否基準
判断試験 (写真・イラスト等により判断する試験)	40	24	判断試験の点数が満点の60%以上、かつ作業試験(作業1・2・3)の点数が満点の60%以上
作業試験 作業1: 床面の定期清掃作業 作業2: ガラス面の定期洗浄作業 作業3: 洋式大便器の日常清掃作業	60	36	
合計	100	60	

(2) 制限時間等

判断試験: 択一法17問、20分

作業試験(作業1・2・3): 全て通しで12分(標準時間10分※)

※作業試験は、標準時間を超過した場合は減点に、制限時間を超過した場合は失格になります。

6 受験申請の手順

(1) 受付期間(日本時間): 2019年9月24日(火) 10:00 ~ 10月1日(火) 17:00

※受付期間厳守。受験資格を満たしていない場合には、申込みは無効になります。

(2) 抽選日: 2019年10月3日(木)

定員を超えた場合、受験資格を満たしている方を対象として、抽選を行います。

(3) 抽選結果の通知日 および 受験手数料振込み先の案内: 2019年10月7日(月)

受験申請された全員に対し、抽選結果をメールで通知します。また、抽選に当たった方には、受験手数料の振込み先を合わせてご案内します。

(4) 受験手数料の納付期限: 2019年10月15日(火)

納付期限までに受験手数料の納付が完了していない場合は、受験できません。

(5) 受験票の通知日: 2019年10月25日(金)

受験申請内容に不備がなく、受験手数料の納付が完了した方に受験票をメールで通知します。

7 受験申請の方法

(1) 受験申請

インターネットを通じて、全国ビルメンテナンス協会のホームページから申請してください。
 ホームページアドレス <https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>

(2) 受験申請項目


下表の項目を入力していただきます。申請した後、申請内容を変更したい場合は、全国ビルメンテナンス協会にメール (tokuteiginou@j-bma.or.jp) で変更内容 (※本人確認のため、必ず、氏名と生年月日を書いてください) をお知らせください。

入力項目	入力方法	注意
氏名	英語 (アルファベット)	在留カードと同じにすること
生年月日	数字を選択	在留カードと同じにすること
性別	男性か女性を選択	在留カードと同じにすること
国籍	カタカナ	在留カードと同じにすること
在留カード番号	アルファベット、数字	在留カードと同じにすること
緊急連絡先 (電話番号) (メールアドレス)	数字 アルファベット、記号	日中連絡が取れる電話番号 携帯電話のメールアドレス
通知先 (メールアドレス)	アルファベット、記号	パソコンのメールアドレス
住居所在地	都道府県を選択	自宅がある都道府県
試験会場の希望	会場名を選択	受験したい会場を1つ選ぶこと
顔写真	データ	下記の注意事項を確認すること
在留カードの写真	データ	顔写真が掲載されているページを 鮮明に映るよう撮影すること

※入力項目と入力方法は、許可なく変更する場合があります。

<顔写真の注意事項>

在留カードやパスポートの写真のように、本人確認ができる鮮明な JPEG ファイルの写真が必要です。次の注意事項を必ず守ってください。本人確認が難しい写真は、変更をお願いする場合があります。また、合格者の顔写真は、合格証明書に印刷されます。



3か月以内に撮影していること

正面を向いていること

背景がないこと
受験者以外が写っていないこと

帽子を被らないこと

目を閉じていないこと。眼鏡はよいが、サングラスは不可

マスクをしていないこと

8 試験当日の持ち物

① 受験票

メールに添付される受験票を印刷してお持ちください。受験票を忘れた者は受験できない場合があります。

② 身分証明書

在留カード又はパスポートをお持ちください。本人確認ができない者は受験できません。

③ 黒色の鉛筆かシャープペンシル、消しゴム

④ 服装など

試験当日は、作業しやすい、清潔な服装と運動靴でお越しく下さい。着替える場所はありません。

髪の毛が長い方は、結んでください。

爪は短く切ってください。

9 試験当日の注意事項

① 試験会場へは公共交通機関をご利用ください。試験会場によっては自動車、オートバイ、自転車をとめる駐車場がありません。

② 試験開始時刻までに受付を完了していない場合は、原則として受験できません。公共交通機関に遅れが発生した場合は、遅刻を認める場合がありますので、公共交通機関が発行する遅延証明書をもちってください。

③ 本人確認の時や作業試験中は、マスク等を外すよう指示されることがあります。

④ 試験会場で荷物の預かりはできませんので、大きな荷物の持ち込みはご遠慮ください。

⑤ 試験室内は常時禁煙とし、試験中の飲食は禁止します（ガム、飴等も禁止）。

⑥ 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、通信機能付き時計等）について、試験時間内、または、試験室内での使用は禁止します。

⑦ 試験中は、時計、電卓、無線通信機器はカバン等の中にしまい、足下に置いてください。時計は試験場内に設置いたしますので、そちらで時間をご確認ください。

⑧ カンニングや不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者は、試験を受けることを禁止されることや、合格の決定を取り消すことがあります。

⑨ 受験者に配布した試験問題については、持ち帰ることができません。試験終了時に回収します。

⑩ 試験官の指示に従わない場合は、試験を受けることを禁止されることがあります。

10 合格発表日

試験を受けた全ての受験者に、順次、合否結果をメールでお知らせします。

また、全国ビルメンテナンス協会のホームページに合格者の受験番号を公表します。

なお、電話による合否結果のお問い合わせには、応じられません。

合格発表日（日本時間）：2019年12月25日（水）10：00

11 「技能試験に係る合格証明書」の発行

合格者がビルメンテナンス業の企業への就職が決定したのち、合格者本人及び就職先企業からの申請をもって「技能試験に係る合格証明書」の発行をいたします。詳細は、別途ホームページに掲載します。発行手数料は、14,300円（消費税10%込み）です。

12 個人情報取り扱い

- ① 本試験の合格者の受験登録情報・写真等については、在留資格の申請時における本人照合のため、出入国在留管理庁に提供する場合があります。
- ② 受験申請により取得した個人情報は、試験の実施に使用するほか、本試験の制度の検討に関する資料の作成のために利用する場合があります。
- ③ 収集した個人情報は、全国ビルメンテナンス協会の個人情報保護規程に基づき適正かつ安全に管理いたします。
- ④ 日本又は受験申請者の出身国の行政機関から要請があったときは、受験申請者の個人情報を当該行政機関に対して開示する場合があります。

13 学習用テキスト

本試験用の学習用テキストは現在のところありませんが、下記のテキストとDVDを制作中です。完成次第、全国ビルメンテナンス協会のホームページでお知らせします。

- ① 『ビルクリーニング分野特定技能1号学習用テキスト』（仮称・10月中旬発行）
- ② 『ビルクリーニング分野特定技能1号実技訓練 DVD』（仮称・10月中旬発行）

なお、学習を急ぐ方は、下記のテキストが参考になります。必要な方は、発行団体にお問い合わせください。

- ③ 『清掃作業従事者研修用テキストⅠ』
全国ビルメンテナンス協会のホームページ（<https://www.j-bma.or.jp/>）より購入できます。
- ④ 『1から学ぶ清掃マニュアル』（日本語版・ベトナム語版・ミャンマー語版・英語版あり）
東京ビルメンテナンス協会（<https://tokyo-bm-tosho.net/>）より購入できます。

質問はこちらまで

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 特定技能係

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館5F

TEL:03-3805-7560 FAX:03-3805-7561

Mail tokuteiginou@j-bma.or.jp

とくていぎのう かか ぎのうしけんおよ にほんごしけん じゆけんしかくしゃ
特定技能に係る技能試験及び日本語試験の受験資格者について

こくない しけん とくていぎのう かか ぎのうしけんおよ にほんごしけん い かおな
国内の試験(特定技能に係る技能試験及び日本語試験をいう。以下同じ。)に
おいては、ちゆうちようきざいりゆうしゃ また か こ ほんぽう ちゆうちようきざいりゆうしゃ
中長期在留者(※)又は過去に本邦に中長期在留者として
ざいりゆう けいけん ゆう もの
在留した経験を有する者とする。

ただし、つぎ かか もの のぞ がいとう もの こくない しけん じゆけん
次に掲げる者を除く。これに該当する者が国内の試験を受験し
ごうかく ざいりゆうしんせい しんさじょう ごうかくしゃ と あつか
合格したとしても、在留申請の審査上、「合格者」とは取り扱われないの
で、ちゆうい
注意すること。

あ たいがくまた じよせきしよぶん りゆうがくせい
(ア) 退学又は除籍処分となった留学生

い しっそう ぎのうじっしゆうせい
(イ) 失踪した技能実習生

う ざいりゆうしかく とくていかつどう なんみんにんていしんせい ざいりゆう もの
(ウ) 在留資格「特定活動(難民認定申請)」により在留する者

え にほんこくない い か ざいりゆうしかく ざいりゆう けいかく もと かつどうちゆう
(エ) 日本国内で、以下の在留資格で在留し、計画に基づいて活動中の
もの
者

ざいりゆうしかく ぎのうじっしゆう
A) 在留資格「技能実習」

ざいりゆうしかく けんしゆう
B) 在留資格「研修」

ざいりゆうしかく とくていかつどう にほんりょうりかいがいふきゆうじんざいいくせいじぎょう
C) 在留資格「特定活動(日本料理海外普及人材育成事業)」

ざいりゆうしかく とくていかつどう とくていでんとうりょうりかいがいふきゆうじぎょう
D) 在留資格「特定活動(特定伝統料理海外普及事業)」

ざいりゆうしかく とくていかつどう せいぞうぎょうがいこくじゆうぎょういんうけいれそくしんじぎょう
E) 在留資格「特定活動(製造業外国従業員受入促進事業)」

ざいりゆうしかく とくていかつどう いんたーんしっぷ
F) 在留資格「特定活動(インターンシップ)」

ざいりゆうしかく とくていかつどう がいこくじんきぎょうかつどうそくしんじぎょう
G) 在留資格「特定活動(外国人起業活動促進事業)」

ざいりゆうしかく けいえい かんり がいこくじんそうぎょうじんざいうけいれそくしんじぎょう
H) 在留資格「経営・管理(外国人創業人材受入促進事業)」

ほんぽう ざいりゆうしかく ざいりゆう がいこくじん つぎ かか ものいがい
(※) 本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち次に掲げる者以外の
もの ざいりゆう か ー ど こうふ う もの
者として、在留カードの交付を受けている者

がつい か ざいりゆうきかん けつてい もの
① 3月以下の在留期間が決定された者

たんきたいざい ざいりゆうしかく けつてい もの
② 「短期滞在」の在留資格が決定された者

がいこう また こうよう ざいりゆうしかく けつてい もの
③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者

じょうき じゆん もの ほうむしやうれい さだ
④ 上記に準ずる者として法務省令で定めるもの

Eligibility to take the skills exams and tests to measure the Japanese proficiency of specified skilled workers

Foreign nationals who are mid to long-term residents (*) or those who previously resided in Japan as a mid to long-term resident are eligible to take the skills exams and tests to measure the Japanese proficiency of specified skilled workers (hereinafter referred to as “exams and tests”) which are held in Japan except for those who fall under any of the following items. Even if those falling under any of the following items take the exams and tests held in Japan and pass, they will not be treated as successful examinees under the Japanese immigration procedures.

- I International students who have been dismissed or expelled from school.
- II Technical intern trainees who have disappeared from the organizations implementing technical intern training.
- III Persons residing in Japan with the status of residence of “Designated Activities (application for refugee recognition)”
- IV Persons residing in Japan with the following status of residence and who currently are engaged in activities based on the deliberated plan:
 - A) Status of residence of “Technical Intern Training”
 - B) Status of residence of “Trainee”
 - C) Status of residence of “Designated Activities (Human Resource Development Program for International Promotion of Japanese cuisine)”
 - D) Status of residence of “Designated Activities (International Promotion Program of Traditional Cuisine)”
 - E) Status of residence of “Designated Activities (Domestic Acceptance of Employees from Overseas Subsidiaries in the Manufacturing Industry)”
 - F) Status of residence of “Designated Activities (Internship)”
 - G) Status of residence of “Designated Activities (Projects to Encourage Foreign Entrepreneurs to Start a Business)”
 - H) Status of residence of “Business Manager (Program to Promote Start-ups)”

(*) In further detail, mid to long-term residents refer to foreign nationals who do not come under any of the following items (1) through (4), and who have been issued with a residence card.

- (1) Persons granted permission to stay for 3 months or less.
- (2) Persons granted the status of residence of “Temporary Visitor”.
- (3) Persons granted the status of residence of “Diplomat” or “Official”.
- (4) Persons stipulated by an Ordinance of the Ministry of Justice as being equivalent to the foreign nationals mentioned above.

ĐỐI VỚI NGƯỜI ĐỦ TƯ CÁCH DỰ THI

Trong các kỳ thi ở Nhật Bản, người đủ tư cách dự thi là người lưu trú trung hoặc dài hạn (※) hoặc là người có kinh nghiệm đã từng lưu trú tại Nhật Bản với tư cách là người lưu trú trung hoặc dài hạn.

Tuy nhiên trừ những người liệt kê dưới đây. Cần lưu ý rằng cho dù những người này dự thi các kỳ thi ở Nhật Bản và thi đỗ nhưng vẫn không được coi là “người thi đỗ” khi thẩm định hồ sơ xin cấp phép lưu trú.

- (a) Du học sinh thôi học hoặc bị xử lý cho thôi học
- (b) Thực tập sinh kỹ năng bỏ trốn
- (c) Người lưu trú theo tư cách lưu trú “Hoạt động đặc biệt (xin chứng nhận tị nạn)”
- (d) Người đang lưu trú tại Nhật Bản với tư cách lưu trú dưới đây và đang hoạt động theo kế hoạch
 - A) Tư cách lưu trú “Thực tập kỹ năng”
 - B) Tư cách lưu trú “Tu nghiệp”
 - C) Tư cách lưu trú “Hoạt động đặc biệt (Hoạt động đào tạo nguồn nhân lực phổ cập món ăn Nhật Bản ra nước ngoài)”
 - D) Tư cách lưu trú “Hoạt động đặc biệt (Hoạt động phổ cập món ăn cổ truyền đặc biệt ra nước ngoài)”
 - E) Tư cách lưu trú “Hoạt động đặc biệt (Hoạt động xúc tiến tiếp nhận nhân viên người nước ngoài trong ngành chế biến chế tạo)”
 - F) Tư cách lưu trú “Hoạt động đặc biệt (Thực tập thực tế)”
 - G) Tư cách lưu trú “Hoạt động đặc biệt (Hoạt động xúc tiến hoạt động khởi nghiệp của người nước ngoài)”
 - H) Tư cách lưu trú “Quản trị/quản lý (Hoạt động xúc tiến tiếp nhận nguồn nhân lực quản lý từ nước ngoài)”
- (※) Người được cấp thẻ cư trú với tư cách không phải là những người dưới đây trong số người nước ngoài có tư cách lưu trú và đang lưu trú tại Nhật Bản
 - ① Người được xác định thời hạn lưu trú là dưới 3 tháng
 - ② Người được xác định tư cách lưu trú là “lưu trú ngắn hạn”

- ③ Người được xác định tư cách lưu trú là “Ngoại giao” hoặc “Công vụ”
- ④ Người được quy định tại Thông tư của Bộ Tư pháp là những người theo quy định trên

关于具有考试资格的人的具体规定

针对日本国内的考试，参加考试的人应该是中长期在日居住停留的人（※）或是过去在日本国内作为中长期居住停留的人有着在日本居留经历的人。

但是，以下列举的人被排除在外。请注意，属于以下情况的人即使参加了日本国内考试并通过考试合格，在接受在留申请的审查时，也不会被当做「合格者」予以审查处理。

- (1) 退学或是受到除籍处分的留学生
- (2) 失踪的技能实习生
- (3) 以「特定活动（难民身份认定申请）」的在留资格在日本居住停留的人
- (4) 在日本国内，持有以下在留资格居住停留，并按计划进行活动的人
 - A) 在留资格为「技能实习」
 - B) 在留资格为「研修」
 - C) 在留资格为「特定活动（日本料理海外普及人才育成事业）」
 - D) 在留资格为「特定活动（特定传统料理海外普及事业）」
 - E) 在留资格为「特定活动（引入并接收制造业的外国员工的促进事业）」
 - F) 在留资格为「特定活动（实习项目）」
 - G) 在留资格为「特定活动（外国人的创业活动促进事业）」
 - H) 在留资格为「经营・管理（引入并接收外国的创业人才促进事业）」

(※) 在日本国内，持有在留资格，其居留身份不属于以下列举情况的，领取了法务省签发的在留卡的外国人

- ① 在留期限已被确定为 3 个月以下的人
- ② 在留资格已被确定为「短期停留」的人
- ③ 在留资格已被确定为「外交」或是「公务」的人
- ④ 作为上面所列举的人都符合法务省所规定的条令

2019年度 ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験（国内試験）

じつぎしけんもんだい
実技試験問題

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

1. 注意事項

- ① オリエンテーション（説明）をした後、判断試験と作業試験を行います。
- ② 作業試験は、作業ごとに設定された標準時間を超えた場合は減点します。制限時間を超えた場合は、失格（試験中止）になります。
- ③ 作業しやすい、清潔な服装と運動靴でお越してください。着替える場所はありません。また、髪の毛が長い方は、結んでください。爪は短く切ってください。
- ④ 作業試験に使う資器材は、全て会場に用意されています。

2. 試験内容

- ① 判断試験、作業試験（作業1、作業2、作業3）を全て受験してください。
- ② 判断試験は、試験日に日本語（ひらがなのルビあり）の問題を渡します。

課題		標準時間	制限時間
判断試験		-	20分
作業試験	作業1. 床面の定期清掃作業	10分	12分
	作業2. ガラス面の定期洗浄作業		
	作業3. 洋式大便器の日常清掃作業		

(1) 判断試験

床面の定期清掃作業（ドライバフ）、ガラス面の定期洗浄作業、洋式大便器の日常清掃作業の中から、17問出題します。

(2) 作業試験

床面の定期清掃作業（ドライバフ）、ガラス面の定期洗浄作業、洋式大便器の日常清掃作業の中から、次の一部の作業を行っていただきます。

<作業1 床面の定期清掃作業>

1) 仕様

- ① 作業対象の床は、塩化ビニル系床材です。
- ② 作業対象の床面積は、横2m×縦4mの8㎡です。

2) 作業内容

- ① 試験官の合図の後、「はじめます」と宣言してから作業を開始する。
- ② 床面をダストクロス型モップ（乾式）で除塵する。
- ③ ダストクロスを外し、小型ぼうきと文化ちりとりでごみを回収する。
- ④ 床面をモップで拭き作業する。
- ⑤ 資器材を元の位置に戻す。

<作業2 ガラス面の定期洗浄作業>

1) 仕様

- ① 作業対象のガラス面は、片面1㎡（縦1m×横1m）です。

2) 作業内容

- ① ガラス面（片面のみ）をシャンパーで拭く。（洗剤は使わない）
- ② ガラス面（片面のみ）を窓用スクイジーで拭く。
- ③ タオルを濡らして、窓枠を拭く。
- ④ 窓用スクイジーをタオルで手入れする。
- ⑤ 作業範囲の床面をタオルで拭く。
- ⑥ 資器材を元の位置に戻す。

<作業3 洋式大便器の日常清掃作業>

1) 仕様

- ① 災害用洋式大便器で行います。

2) 作業内容

- ① 便器ポウル鉢をトイレ用スポンジで洗浄する。（洗剤は使わない）
（ビニール手袋は便器ポウル鉢を洗浄する時に着脱する）
- ② 便座をクロスで拭く。
- ③ 作業範囲の床面をタオルで拭く。
- ④ 資器材を元の位置に戻し、作業1～3全ての作業が終了したことを「おわりました」と宣言する。

○使用資器材一覧

<作業1 床面の定期清掃作業>

品名	規格等	品名	規格等
ダストクロス	69×20 cm	文化ちり取り	W28.5×D31×H67 cm
乾式モップヘッド	台形63 cm	モップラーク (房系)	ワンタッチラーク替系 D24 cm、糸の長さ24 cm、重さ260g
モップ柄	アルミ製パイプ タイプ	養生マット	でいりぐちようまっと 出入口用マット90×60 cm
小型ぼうき	ヘッド幅30×長さ101 cm		

<作業2 ガラス面の定期洗浄作業>

品名	規格等	品名	規格等
水用バケツ	洗浄水用	シャンパーホルダー	35cm
収納ケース	プラスチック製 間口30×奥行22×高さ 25cm	窓用スクイジー	35cm
シャンパー	約38cm	タオル 白色(水拭き用) 青色(床用)	無地、綿製、薄手、約34×86cm

<作業3 洋式大便器の日常清掃作業>

品名	規格等	品名	規格等
収納ケース	プラスチック製 間口30×奥行22×高さ 25cm	クロス (超極細繊維製 タオル)	約40×30cm
ビニール手袋	薄手	タオル 青色(床用)	無地、綿製、薄手、約34×86cm
トイレ用スポンジ	柄つきブラシ 長さ約38.5 cm		

※使用資器材の規格等は、許可なく変更する場合があります。